

日中韓フォーサイト事業実施要項

平成17年10月1日
理事長 裁定

改正 平成24年7月17日

改正 平成27年4月 1日

(趣旨)

第1条 この要項は、独立行政法人日本学術振興会業務方法書（平成15年規程第1号）第6条第二号の規定に基づき、独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）が、中国国家自然科学基金委員会及び韓国科学財団（以下「対応機関」と総称する。）との合意に基づき行う日中韓フォーサイト事業（以下「本事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本事業は、我が国と中国・韓国の研究機関が連携し、世界トップレベルの学術研究、地域共通の課題解決に資する研究及び優秀な若手研究者の育成を行うことにより、3カ国を中核としてアジアに世界的水準の研究拠点を構築することを目的とする。

(交流形態)

第3条 本事業においては、特定の研究課題に関して、3カ国で共同研究、セミナー及び研究者交流を組み合わせて実施することとし、次に掲げる組織・人員を指定することとする。

- 一 拠点機関 交流の中核となる大学等学術研究機関又はその部局で、本事業の実施計画のとりまとめ、相手国の拠点機関及び国内の研究者との連絡調整、具体的な事業の実施及び経費の管理を行うもの
- 二 研究代表者 拠点機関に所属し、当該研究課題に関する活動を統括する者
- 三 協力研究者 研究代表者に協力して、その交流の実施に参加する者

(実施期間)

第4条 本事業における各交流の実施期間は、5年間とする。

(評価)

第5条 本事業は、別に定める方法により、中間年度及び終了時に評価を行うものとする。

(経費の負担)

第6条 振興会は、対応機関と協議の上、次に掲げる経費を分担する。

- 一 我が国から派遣される研究者の渡航費

- 二 我が国が受け入れる研究者の滞在費
- 三 我が国におけるセミナー開催に必要な経費
- 四 その他、本事業を実施するために必要な経費

(実施方法)

第7条 振興会は、本事業の実施に必要な業務の一部を、研究代表者の所属機関に委託することができる。

2 前項の業務委託に関する事項は、別に定める。

(報告書の提出)

第8条 研究代表者は、振興会の求めに応じ、必要な報告書等を作成し、振興会に提出するものとする。

(知的財産権の帰属)

第9条 本事業の実施により生じた成果に係る知的財産権は、研究代表者及び協力研究者の所属する機関の帰属とすることができる。

2 前項に定めるもののほか、知的財産権の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(その他)

第10条 この要項に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成17年10月1日から適用する。

附 則 (平成24年7月17日)

第1条 この要項は、平成24年8月1日から適用する。

第2条 第4条及び第5条の規定は、平成23年度以前の採用課題については、なお従前の例による。

附 則 (平成27年4月1日)

この要項は、平成27年4月1日から施行する。